

2022年6月吉日

会員の皆様へ

愛媛信用金庫

出資証券ペーパーレス化（不発行）のご案内

平素より愛媛信用金庫をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

さて、会員の皆様からお預かりした出資金につきましては、これまで出資証券を発行してまいりましたが、近年の株式会社における株券の不発行と同様、2022年10月より出資証券をペーパーレス化（不発行）とし、当金庫の会員名簿により電子的に一元管理することとなりました。

会員の皆様からお預かりしている出資金は、電子データ等として厳格に管理しておりますことから、出資金残高ならびに会員としての権利等につきましては、これまでと変わりありませんのでご安心ください。

今後、出資金残高につきましては、毎年6月にお送りいたします「出資配当金支払通知書」「出資配当金領収書」でお知らせいたしますとともに、会員の皆様からのご請求時には「出資金残高証明書」を随時発行いたします。

なお、お手元の出資証券につきましては、回収いたしませんので、そのまま保管いただければ結構です。万一紛失された場合でも、お届けの必要はなく、出資金ならびに会員としての権利等に何ら影響はございません。

会員の皆様におかれましては、何卒格別のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

おって、何かご不明な点がございましたら、お気軽にお取引店の窓口または下記お問合せ先までご連絡ください。

【お問合せ先】

愛媛信用金庫 庶務部

電話：089-946-1111

以上

出資証券ペーパーレス化（不発行）についてのQ&A

Q 1.なぜ、出資証券をペーパーレス（不発行）にしたのですか？

A 1.出資証券は、預金の通帳や証書と違って、お取引等によって常日頃出し入れすることが少ないため、相続、譲渡、脱退や名義変更の際、出資証券紛失の申し出を受けることも多々あります。
出資証券をペーパーレス（不発行）とすることで、その際の手続きが簡素化され、会員の皆さまのご負担を減らすこととなります。

Q 2.出資証券が廃止になると、金庫へ出資しているという証拠書類がなくなってしまうのですが、自分が出資していることを何かで確認できますか？

A 2.会員の皆さまからお預かりした出資金の管理は、会員名簿により電子的に一元管理しておりますので、今後は、皆さまに毎年 6 月に発行しております「出資配当金支払通知書」「出資配当金領収書」にて出資内容(住所・氏名・口数・金額等)のご確認をいただくこととしています。また、会員の皆さまからのご請求時には出資金の「残高証明書」を発行いたします。なお、残高証明書の発行手数料は無料とさせていただきます。

Q 3.出資証券はどうすればいいのですか？

A 3.現在お持ちの出資証券は、会員加入時に出資金をお預かりしました証として発行してまいりました。しかしながら今回のペーパーレス化（不発行）に伴い、会員の皆さまには証券の保管の必要もご返却いただく必要もございません。出資証券を紛失された場合でもお届けの必要もございません。会員の皆さまからお預かりしている出資金、ならびに会員としての権利等については、これまでと変わりはありませんのでご安心ください。

Q 4.氏名や住所が変わったときはどうすればいいのですか？

A 4.本人確認書類と出資お届け印鑑をお持ちください。変更内容により金庫所定の手続きをさせていただきます。

Q 5.出資証券が発行されないと将来の譲渡・相続などの手続きの際には、何を持っていけばいいのですか？

A 5.譲渡の場合は、ご本人確認書類と出資お届け印鑑を、相続の場合は左記の書類、印鑑に加え相続に必要な書類と原則相続人全員の実印が必要となります。相続処理については、いろいろなケースがありますので、お客さまのお取引いただいている営業店にお問い合わせください。

Q 6.新たに会員となったときは、「出資証券」に代わるものはあるのですか？

A 6.加入時に「出資受付票」をお渡しいたします。またご要望により加入手続き終了後「出資会員加入承諾書」をお渡しします。

以 上